

公 告

分任契約担当官  
自衛隊帯広地方協力本部長  
弓場 信行

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
7M1C1HNO4170		7M1C1A00241 0001		Q09B052001004			
品名 または 件名							
コピー用紙 ほか9件							
部品番号 または 規格							
A4 500枚入×10冊							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
5.00	CA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
帯広地本				(帯広地本)			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
				平成30年3月30日 (金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

- ・次のいずれかであること
- 全省庁統一資格の「物品の買受」に係る等級がA、B、C、D等級であること
- ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊帯広地方協力本部、北部方面会計隊ホームページ、自衛隊帯広駐屯地、帯広商工会議所

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：平成30年3月7日 (水) 11時00分 自衛隊帯広地方協力本部 試験室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙による

品目等内訳書

契約実施計画番号		7M1C1HN04170													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄		納地		指定		
	品名								使用期限等	引渡場所		検査			
	部品番号 または 規格									搬入場所		包装			
	使用器材名				仕様書番号				グループ		納期				
1	7M1C1A00241	0001	Q09B052001004		CA	5.00					帯広地本				
	コピー用紙										(帯広地本)				
	A4 500枚入×10冊														
2	7M1C1A00241	0002	Q09B052056201		PC	10.00					平成30年3月30日				
	蛍光マーカー										帯広地本				
	3.8mm/0.8mm きいろ										(帯広地本)				
3	7M1C1A00242	0001	Q09B052001004		CA	6.00					平成30年3月30日				
	コピー用紙										帯広地本				
	A4 500枚入×10冊										(帯広地本)				
4	7M1C1A00243	0001	Q09B052001004		CA	14.00					平成30年3月30日				
	コピー用紙										帯広地本				
	A4 500枚入×10冊										(帯広地本)				
5	7M1C1A00243	0002	Q09B052016001		CA	2.00					平成30年3月30日				
	ラミネートフィルム										帯広地本				
	A3 100μm 100枚入										(帯広地本)				
6	7M1C1A00243	0003	Q09B052047602		EA	30.00					平成30年3月30日				
	保存袋										帯広地本				
	A3 マチ付 10枚入										(帯広地本)				
7	7M1C1A00243	0004	Q09B052051101		PC	10.00					平成30年3月30日				
	油性ボールペン										帯広地本				
	油性インク 黒 ノック式 ボール径0.38mm										(帯広地本)				
8	7M1C1A00244	0001	Q09B052001004		CA	3.00					平成30年3月30日				
	コピー用紙										帯広地本				
	A4 500枚入×10冊										(帯広地本)				
9	7M1C1A00244	0002	Q09B052056203		PC	10.00					平成30年3月30日				
	蛍光マーカー										帯広地本				
	3.8mm/0.8mm きみどりいろ										(帯広地本)				
											平成30年3月30日				



1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において「物品の販売」の「D」以上の格付けを有する者
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金  
免除
- (2) 契約保証金  
免除
- (3) 違約金

落札者が「入札者及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電話、電報またはFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

落札者は落札決定後、遅滞無く契約書を作成する。

## 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 落札決定方式

総額とし帯広地方協力本部の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 7 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し入札書へ所要の事項を記載する。
- (5) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知（写）と共に「「コピー用紙ほか9件」入札書在中」と記載した封筒に入れ、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて3月6日（火）10時までに帯広地方協力本部に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。
- (6) 郵便による入札がある場合の再度の入札は、官側が指定する日時において実施する。
- (7) 入札に関する事項の問い合わせ先  
自衛隊帯広地方協力本部総務課 担当：平間（TEL：0155-23-2485）

## 8 公告掲示期間及び場所

### (1) 掲示期間

平成30年2月23日（金）～平成30年3月7日（水）

### (2) 掲示場所

- ア 自衛隊帯広地方協力本部ホームページ (<http://www.mod.go.jp/pco/obihiro/>)
- イ 北部方面会計隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)
- ウ 自衛隊帯広駐屯地
- エ 帯広商工会議所

## 装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合